

## 京都海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月22日(火) 午後2時00分～3時10分
- 2 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
- 3 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭矢 護
副会長	八木 一弘
委 員	津田 嘉春
委 員	川崎 芳彦
委 員	石倉 尚正
委 員	益田 玲爾
委 員	池田香代子
事務局 局長	井谷 匡志
次 長	井上 太郎
京都府水産事務所漁政課 課 長	戸嶋 孝
主幹兼係長	宮嶋 俊明
技 師	水谷 昂栄

### 4 議事事項と結果

- 第1号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)  
… 諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。
- 第2号議案 特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)  
… 諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。
- 第3号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)  
… 諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

## 5 議 事

井谷局長

委員の皆様並びに関係者の皆様、本日はお忙しい中、雪で交通状況の悪い中、御出席ありがとうございます。

天候ですが、2月に入り降雪が続き、定置網漁業、底曳網漁業などほとんど操業できない状況で困ったと感じています。天気なのでしかたありませんが、明日以降は、降雪が落ち着いて春に近づき、天候も回復するかなと思っています。この会議が今年度最後の委員会となり、報告事項で、1年間の報告もありますが、昨年4月から新しい漁業法に基づいた新委員となり、委員会運営ができたことに対して皆様にお礼を申し上げます。来年度もよろしく申し上げます。

私は、本日午前に広域振興局長会議に出席し、そこでの話しですが、コロナウイルス感染症のまん延状況ですが、府内の1日当たりの新規感染者数は減少しましたが、保育所、幼稚園、小学校の子供の感染者数が増加し、それに伴い家族が濃厚接触者になることが非常に増えています。また、ピークアウトの後若干遅れて医療体制が逼迫する話を聞きました。

従いまして、本委員会におきましても、開催にあたり前回同様に、席の配置を幅広くとり、マスクをされて聞きづらいと思いますので、発言の際にはマイクの使用をお願いします。

定刻となりましたので、第7回京都海区漁業調整委員会を開催します。本日、狩野、村岡、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席され、出席委員は7名で、委員会規定第6条により、開催の要件は満たしています。

ここからは、会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

雪が激しく降る中、出席ありがとうございます。本日はまぐる関係の議題が主体です。知事許可漁業の制限措置等も重要な案件ですので、効率良い議事進行ができますようお願いします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。川崎委員、益田委員をお願いします。

第1号議案、「水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)」を審議します。京都府から説明願います。

京 都 府

【第1号議案 資料に基づき説明】

葭矢会長 只今の説明に御意見、御質問等ありますか。

【委員からの発言なし】

葭矢会長 発言がありませんので、本議案は、特に問題なく、京都府知事に原案に異議のない旨答申します御異議ございませんか。

【異議なしの声】

葭矢会長 本議案は異議がない旨答申いたします。  
第2号議案、「特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)」を審議します。  
京都府から説明願います。

京 都 府 【第2号議案 資料に基づき説明】

葭矢会長 説明がわかりにくかったと思いますが、資料2-2では国からの第6回要望調査の結果、「漁船漁業その他海域」がくろまぐろ大型魚1.4トン増加し、別途行われる第7回要望調査で、さらにくろまぐろ漁獲枠が増加し、変更するのですね。  
漁業法では、漁獲枠の変更の場合、漁業調整委員会に諮問することになっていますが、当期くろまぐろ管理年度の終了時期も迫っていることから、京都府は、迅速に処理をしたいので、国と調整された結果、事前に委員会に諮問し、資料2-3に基づき配分方針を決め、数字確定後、方針のとおり配分を行うことで法律の上の問題を解決し、速やかにくろまぐろ漁獲枠の変更することによろしいですか。御意見、御質問等ありますか

石倉委員 資料2-3の内容に賛成です。資料2-2の「京都府漁船漁業その他の海域」に1.4トンプラス、3.1トンの枠がいくのは、京都府漁業者の感情では、受け入れられるものではありません。  
定置網漁業全体でも大型魚3.1トンの枠はもらえませんし、ましては事業体単体ではもらえません。  
これまで実績もほとんど無い所に、今回1.4トンを配分することは公表後、漁業者の皆さんは納得しないと思います。  
京都府の説明は理解できますが、今日も、私の所では150キログラム級の物を20尾放流したと聞いています。委員として言

にくいですが、なんかちょっと納得できんな。

行政にお願いですが、体験や他県の話を通りかかっている方から聞いた話も含め、京都府に回遊するくろまぐろの割合が、他県より多い気がします。実際、数字で計上されるのは漁獲量ですが、放流した割合は、京都府は他と比べて多いと感じます。そこで、行政間で連携し、入網、来遊が多い所には漁獲枠の割り増しをすることなども柔軟に考えていただきたいです。

私は、6年前に会社の代表取締役になり昨年退任しましたが、5年前から急激にくろまぐろが増えました。原因はわかりませんが、以前と比べものにならないくらい増えています。

一方で、元気なもの、逃がしてどうかわからないものもありますが、毎年すごい量を放流しています。

くろまぐろ漁獲量は割り当てがあるので、漁獲実績はどうしても京都府は少なくなります。放流量がほかより多いと感じます。その辺も考慮して欲しいです。

八木副会長 私も、石倉委員と同じ意見です。第6回で「京都府漁船漁業その他の海域」に1.4トン漁獲枠を増やしますが、現在、この船は、どれぐらい水揚げしていますか。

京都府 宮嶋主幹 現在の漁獲枠1.7トンの9割ほど漁獲し、2月は出航停止されています。

八木副会長 「京都府漁船漁業その他の海域」だけを増やすことが気になります。地元漁業者の印象が非常に悪くならないか心配です。

「京都府漁船漁業その他の海域」が、今回はこれだけたくさんもらったのだと自覚を持ってもらえたら良いのですけど。

漁獲枠が満杯になるから枠を増やしたのではなく、定置漁業者は、毎日、その増やした枠の倍ほどの数のくろまぐろを網から放流しています。その作業で何時間かかっているのか、その辺を考慮した上で、枠の配分、線引きを京都府も持っていたらと感じております。

葭矢会長 京都府からコメントありますか。

京都府 宮嶋主幹 石倉委員からの来遊魚の多い所に手厚く配分する。行政でも考えてほしい。御意見のとおりと思います。くろまぐろの来遊

予測は、研究レベルでも難しいです。他県の情報を聞いても、今年急に獲れたとか、獲れていない等様々です。御意見のとおり適切に配分されるよう、水産庁にこれからも働きかけます。

八木委員と石倉委員からの「京都府漁船漁業その他の海域」への枠の配分の件ですが、我々も問題があることは承知しております。今まで、「定置漁業」、「京都府漁船漁業日本海」で調整していましたが、「京都府漁船漁業その他の海域」が加わり、当海域でどう対処していくのか、違う枠で管理ができないのか、難しい問題ですが京都府水産課を通じて水産庁に申し上げています。

第1号議案にも関連しますが、令和3年からは、「京都府漁船漁業その他の海域」の枠を設定し、その船がその枠内で、くろまぐろを漁獲しています。しかし、国からの令和3、4年漁期の当初の京都府知事管理漁獲可能量に「京都府漁船漁業その他の海域」の数量が反映されていませんので、京都府としては従来どおりの配分方針で、京都府の留保枠から半分を「京都府漁船漁業その他の海域」太平洋に分配しています。

これまで頑張ってきた定置漁業の皆様に影響が出ないようにすることと、「京都府漁船漁業その他の海域」の方も生活があり、枠を確保する考えで行っています。

一方で、期間途中の漁獲枠の府県間の融通や国からの配分の場合、数量は、京都府知事管理漁獲可能量の中に入り、知事がそれぞれの漁業管理区分に配分しますが、京都府としては、融通や国からの配分枠は積極的に取ることとしております。

配分方法も色々と意見があることは承知しています。今後、この配分方法も検討していきたいと思えます。

葭矢会長

資料2-3の説明ですが、御発言ありますか。

国から第7回調査が予定される中、事前にここで方針を決め数値の提示後すぐに変更し、施行しますがよろしいですか。

私から京都府に聞きますが、資料2-3中の要望の上限値は、25トン×前年漁期消化率と書いてありますが、小型魚、大型魚の要望数の上限値は記載のとおりですか。

京 都 府  
宮嶋主幹

そうです。ちなみに、第5回融通要望で定置漁業に16.7トン配分されましたが、この計算漁獲量をもって京都府は上限までの小型魚の枠を国へ要望しこのような結果となりました。

今回もこの計算した漁獲量、方針で国へ要望する予定です。

葭矢会長 国から数量の提示後、府内の漁業管理区分の配分ですが、過去の漁獲量、放流量などを考慮するのですか。

京 都 府  
宮嶋主幹 昨年度、定置漁業、漁船漁業とも漁獲実績と放流量を記録していただいておりますので、それらを把握していますので、それらを重量換算し、1年間の推定漁獲量を計算しています。

今回、要望に比べ京都府への配分数量が少ない場合は、管理区分ごとの比率で配分します。

葭矢会長 確認しますが、国は、第7回については事前にここで方針を決めるやり方を認めているのですね。

京 都 府  
宮嶋主幹 はい。

葭矢会長 漁業法上の手続と異なりますが、今期の漁期終了まで1ヶ月もない中で、現在、くろまぐろがすごく来遊していますので、ここで方針を決めて、すぐに枠を配分されるのですね。

今回は、定置漁業、漁船漁業から要望があるのですか。

京 都 府  
宮嶋主幹 定置漁業は、現在内容協議中で、大型魚、小型魚ともに要望される予定です。

漁船漁業その他の海域が、大型魚を若干要望されています。

葭矢会長 繰り返しになりますが、資料2-2第6回要望調査では、「京都府漁船漁業その他の海域」だけが増枠要望があり、1.4トン増やした、間違いないですね。

京 都 府  
宮嶋主幹 第6回要望調査時には、定置網でのくろまぐろの漁獲があまりなかったため要望がありませんでした。

葭矢会長 2名の委員からの京都府くろまぐろ漁業の進路、問題提起は、議事録には記録しておいてください。これも、難しい調整の中の実情ですので。他に発言はありませんか。

【委員からの発言なし】

葭矢会長 発言がありませんので、本議案は、特に問題なく、京都府知事に原案に異議のない旨答申します御異議ございませんか。

【異議なしの声】

葭矢会長 本議案は異議がない旨答申いたします。  
第3号議案、「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」を審議します。京都府から説明願います。

京 都 府 【第3号議案 資料に基づき説明】

葭矢会長 知事許可方針で4隻に許可することは決まっていますが、この漁業は、底びき網の休漁期間中、底びき網従業員の有志が参加し、毎年、従事者が替わり、許可を受けた者が決まらないため、他の許可よりも期間が短い1年という理解で良いですね。  
只今の説明に御意見、御質問等ありますか。

八木副会長 1年で4隻が操業した場合、資源がもたないのじゃないのですか。このため、漁業者は、交代交代で操業しているのではないですか。

京 都 府 水谷技師 許可枠4隻の上限の理由は、底びき網漁業者間の調整の結果、今までの許可数4隻を受けて、許可枠としています。  
申請に当たり操業区域をA海区とB海区どちらかを申請者が選びます。  
舞鶴地区、丹後地区とも自分の港に近い場所を操業区域として選んでいます。  
資源量ではなく、地理的なことで選ばれています。

川崎委員 私も以前にこの漁業を行っていましたので補足説明します。  
現在、舞鶴地区は同じ船2隻が操業しています。丹後地区は年により船が替わるようです。昔は、舞鶴地区も全員の船が、替わり番で行っていましたが、あまり儲からないので、いつの間にか今は同じ船2隻が独占してやるようになりました。

八木副会長 儲からないと言うことは、資源が少ないことですか。

川崎委員 ばいがいは一度に多く獲ると値段が下がります。値段の関係もあり、たくさんの方が参入しても困ります。

操業毎に毎回、帰港すると燃料代が嵩みますので、沖泊まりで操業している状況です。

京都府  
戸嶋課長 ばいがいを獲っている漁業者に話を聞くと、現在、資源が枯渇している状況ではないようです。

資源状況に応じて許可をするのも一つの考え方ですが、資源状況があまり分からないなか、ここでは、隻数を変えず、従来の方法で操業している方に優先して許可を与え、資源に影響しない方法で許可を行っています。

八木副会長 資源量が分からないのに許可を出している。何で水産試験場があるのですか。海洋調査船平安丸は何の為にあるのですか。それくらいの調査をしてあげられないのか。という気がします。

京都府  
戸嶋課長 平安丸でもかごなわ調査をしています。ばいがい資源が減少、枯渇している状況にはないことは分かっています。

ただし、資源が枯渇していないとあって、たくさん許可を出して操業して良いとは考えておりません。ばいがいは定着性の貝ですので、一気に漁獲すると、一気に減少する可能性があります。現状の漁獲努力を増やさないよう実績のある底びき網漁業者のみに許可を与え、これ以上に許可を出す状況ではないと考えています。

八木副会長 よく分からない。

川崎委員 ばいがいかごなわ許可は、何統でカゴは何個までと上限は決まっていますか。

京都府  
水谷技師 手元に資料がないので明確に回答できませんが、使用漁具図は申請書類に添付し、許可の条件にもカゴ統数を明記していたと記憶しています。

葭矢会長 海洋センターは、底びき網漁業の漁獲量の経年調査もしてい

ますし、現在、ばいがい資源が、極端に減少していない中、川崎委員の発言のとおり、漁業経営など色々な観点で、現在、4隻でバランス良く操業され、実績に応じて方針、許可枠も4隻にする考え方は、比較的きちんと整理されているのかなという印象は受けました。他に発言はありませんか。

八木副会長 例えの話ですけど、たくさん獲れば単価が下がる、ばいがいの販路の拡大を販売業者に依頼して、もっと値を良くしてほしい、というような指導は水産事務所からはできないのですか。

京 都 府 戸嶋課長 御意見重々理解しており、水産事務所でも、ばいがいに限らず販売先とか、色々流通販売で単価を上げていく施策を現在行っています。

しかし、水産物の価格は、こうやったらこう上がると一筋縄ではいかないため、大変苦慮しています。単価が上がってこない御不満等あると思いますが、水産事務所としても何とか、鋭意努力していますので御理解をお願いします。

葭矢会長 他に発言はありませんか。

#### 【委員からの発言なし】

葭矢会長 発言がありませんので、本議案は、特に問題なく、京都府知事に原案に異議のない旨答申します御異議ございませんか。

#### 【異議なしの声】

葭矢会長 本議案は異議がない旨答申いたします。  
議案は終了しました、次に報告事項をお願いします。  
報告事項(1)、「漁業法第32条第2項の規定により京都府知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針について」を京都府から報告願います。

京 都 府 【報告事項資料(1)に基づき説明】

葭矢会長 本件は、既に施行され漁業者に通知されていますね。  
私から質問します。助言、指導、勧告がありますが、法令に

よっては、勧告を守らない者は公表されることありますが、本件はそこまではやらないですね。

京 都 府  
水谷技師

助言、指導、勧告の3段階あり、いずれも行政指導の範疇で、罰則等はありません。

葭矢会長

御意見、御質問等ありますか。

**【委員からの発言なし】**

葭矢会長

発言がないので、報告事項(2)「令和3年度第22期京都海区漁業調整委委員会の活動報告について」を事務局から報告願います。

事 務 局

**【報告事項資料(2)に基づき説明】**

葭矢会長

御意見、御質問等ありますか。

**【委員からの発言なし】**

葭矢会長

発言がないので、報告事項(3)「令和4年度第22期京都海区漁業調整委員会の予定について」を事務局から報告願います。

事 務 局

**【報告事項資料(3)に基づき説明】**

葭矢会長

私から質問します。第15次漁場計画は、令和6年1月1日に漁業権の全部が替わるのですね。

令和4年4月頃に漁場計画に関する国の方針、技術的助言が発出され、それに追従し作業を始めると以前に聞きましたが。

京 都 府  
水谷技師

第15次漁場計画の要望は近々漁協に聞く予定です。現在、漁場計画に関する通知は、国からは令和3年度内に発出予定と聞いています。

新しい漁業法で初めての免許更新となります。委員の皆様にご丁寧に説明し進めたいと思っております。令和4年度は報告資料3-1のとおり進め、漁調委への諮問、公聴会などの手続きは令和5年度になると思います。

葭矢会長            漁場計画は、報告資料3－1黒菱形印のスケジュールで進め、  
進捗がありましたら説明することですね。わかりました。  
そのほかに何かありませんか。

【委員からの発言なし】

葭矢会長            発言がないので、本日は、熱のこもった御意見いただきあり  
がとうございました。これで、委員会を終了いたします。皆さま  
お疲れ様でした。

【閉 会 午後3：10】

以上、議事の正確なることを証する。

令和        年        月        日

議            長

議事録署名委員

議事録署名委員